都市計画マスタープラン第1回懇話会資料

福岡市住宅都市局

今和 5 年度

		令和5年度	4	令和6年度	艾	令和7年度
議会		●改定着手 ◆ (6月議会)	適宜報告	▶ ●骨子乳 (秋b		●改定
懇話会		●第1回 ●第3回 ●第2回 ●第4回				
都市計画審議会				子案● (諮問)	適宜開催	●改定案 (答申)
(参考) 福岡市基本計画		大 素案の検討 (市民参加プロジェクト・9次計画総括) 総合計画審議会 ●議案提出 次期基本計画開始				
開催		第1回	第2回		第3回	第4回
議事	○都市づく○福岡市の○社会情勢【意見交換○これまで	マスタープランの概要 りの変遷 現況 の変化	【意見交換】 ○今後の都市づくり 視点・課題 ○今後のまちづくり 大切にすべきこと	など の で)改定のポイント 等に関する 意見交換	○骨子案(方向 性) に関する 意見交換
				など		

今和6年度

2. 都市づくりの変遷

3. 福岡市の現況

4. 社会情勢の変化

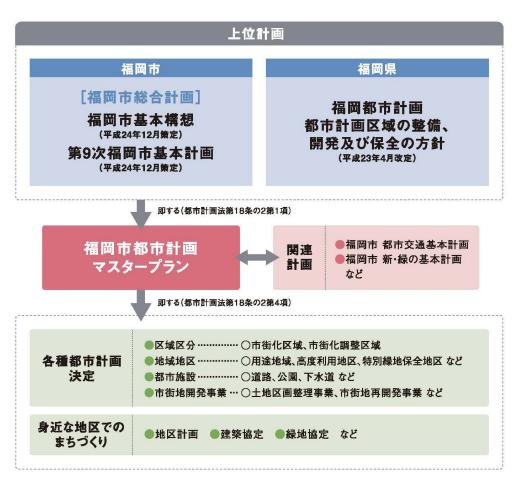
2. 都市づくりの変遷

3. 福岡市の現況

4. 社会情勢の変化

都市計画マスタープランの役割・位置づけ

- ●都市計画に係わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針
- ●地域主体による地域の特性や課題に応じたまちづくりに向けての基礎
- ■都市計画マスタープランの位置づけ



- ■都市計画マスタープランに係る 法改正の経緯
 - ・<u>平成4年</u>の都市計画法改正に伴い、<u>市町</u><u>村毎に都市計画マスタープランを定める</u>こととされた。
- ・**平成12年の地方分権一括法の施行**を皮切りに、都市計画の決定権限が市町村へ段階的に移譲され、都市計画マスタープランに基づく制度運用が重要となっている。

福岡市都市計画マスタープランの概要

■策定年次:

平成13年5月策定、平成26年5月改定

■構成

全体構想

- 基本理念と基本方向
- 取組みの基本的な方針
- 将来の都市構造
- 部門別の基本的な方針
- ・土地利用 ・交通体系 ・みどり ・景観
- ・住宅市街地 ・環境都市 ・防災 ・その他

区別構想

- ○東区 ○博多区 ○中央区 ○南区
- ○城南区 ○早良区 ○西区

地域別構想"都心部編"

- 対象エリア
- まちづくりの方向性 など

■基本理念と基本方向

豊かな自然環境と充実した都市機能を備えた コンパクトで持続可能な都市をめざして

基本理念1 交流を育み、都市の成長を図る都市づくり

交流 基本方向1 九州・アジアの交流拠点都市の形成

活力 基本方向2 都市の活力を牽引する都心部の機能強化

基本理念2 地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり

活用 基本方向3 都市基盤を活用した地域の核となる拠点機能の強化

快適 高齢者をはじめ、すべての人が快適で住みやすい 日常生活圏の形成

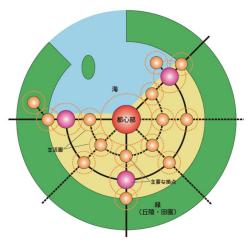
基本理念3 自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり

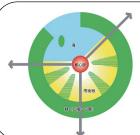
環境 基本方向5 環境負荷の少ない都市空間の形成

安全 基本方向6 災害に強く安全な都市空間の形成

福岡市都市計画マスタープランの概要

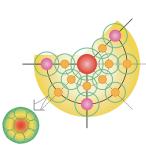
■コンパクトな都市の概念





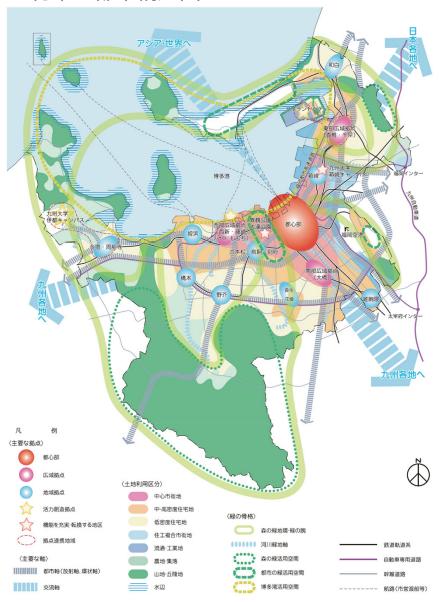
都心部を中心に海や山に囲まれ、 空間的にまとまりのあるコンパクトな 市街地が形成されている。

※都心部を中心にY字型に伸びる広域的 な都市軸に沿って都市機能が集積。



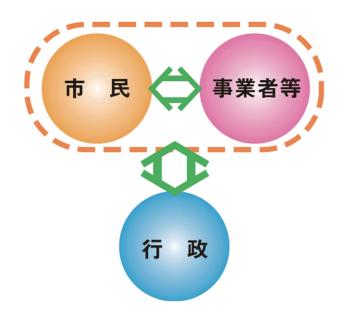
- ○都心部や各拠点には、特性に応じて 多様な都市機能が集積。
- ○拠点間は放射環状型の道路や 公共交通機関でネットワークされ、 移動の円滑性が確保。

■将来の都市構造図



福岡市都市計画マスタープランの概要

■まちづくりの主体と役割分担



市民

市民自らが主体となってまちづくりを 進めます。

事業者等

地域の一員としてまちづくりを進めます。

行政

全市的な視点でまちづくりを行うととも に、多様な主体によるまちづくり活動を 支援します。

■まちづくりの進め方の例



【STEP 1】地域のまちづくりの発意

- ・まずは、「都市計画マスタープラン」などを手がかりに、地域の良いところや改善したいところを考えてみましょう。
- ・福岡市は、「出前講座」や「地域まちづくり手引書」などを活用して、まちづくりの情報提供を行うとともに、まちづくりの進め方や制度の勉強会を開催し、地域の主体的な取組みを支援します。

【STEP 2】まちづくりに取り組む組織づくり

- ・みなさんが自らのまちに住み続けたいという思いや、まちを更に 良くしたいという熱意が高まった地域では、まちづくりに取り組む 組織づくりを始めましょう。
- ・福岡市では、まちづくりに取り組む組織を、「地域まちづくり協議会」として登録・公表する制度があります。「地域まちづくり協議会」として登録されると、活動費の助成など、市の支援が受けられます。

【STEP 3】まちづくりの計画・ルールなどの検討

- ・地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めるために、地域の 方々の意見を聴きながら、まちづくりの目標や現状・課題などを整理 して、まちづくりの計画やルールなどを検討しましょう。
- ・福岡市の支援として、「地域まちづくり計画」の策定を技術的 に支援するコンサルタントの派遣制度などがあります。

【STEP 4】地域での合意形成

・まちづくりの計画・ルールなどについて、地域の方々の理解を 得ましょう。

【STEP 5】まちづくりの計画・ルールなどの策定

- ・まちづくりのルールとして、「地区計画」や「建築協定」などの 活用を検討しましょう。
- ・福岡市では、「地域まちづくり計画」を登録・公表し、PRする制度もあります。

【STEP 6】地域のまちづくりの実施

- ・地域で合意形成されたまちづくりの計画やルールなどをもとに、ま ちづくりが進むことによって、みなさんで共有した地域の将来像へ 一歩一歩近づいていきます。
- ・福岡市は、「地域まちづくり計画」の実現に向けて、活動費を助成するなど、地域の主体的な取組みを支援します。

1. 都市計画マスタープランとは -都市計画マスタープラン改定の背景-

前回改定における基本理念の変更

- ●都市再生特別措置法やまちづくり3法など、各種法改正への対応
- ●西方沖地震等に伴う防災対策や低炭素社会に向けた対応 などを踏まえて改定 ■西方沖地震等に伴う防災対策や低炭素社会に向けた対応
- ■H13マスタープランの基本理念

基本理念1

都市活動を支えるとともに、
交流を育む活力ある都市づくり

<都市づくりの基本的方向>

- 拠点地区の機能強化
- 都市交通体系の整備
- 空港や港湾、高度情報基盤等の整備
- 災害に強い都市づくり

基本理念2

自然環境と都市的魅力が 調和した都市づくり

<都市づくりの基本的方向>

- 地球環境へ配慮した循環型都市の構築
- 博多湾および沿岸海域の環境の保全と創造
- 山並みや市街地内の緑の保全
- 身近な自然の保全と創造及び公園の整備

基本理念3

地域の特性に応じた 個性あるまちづくり

<都市づくりの基本的方向>

- 良好な住環境の形成
- 魅力ある景観の形成
- 歴史と文化を生かしたまちづくり
- だれにもやさしいまちづくり

■現計画の基本理念と基本方向

豊かな自然環境と充実した都市機能を備えた コンパクトで持続可能な都市をめざして

基本理念1 交流を育み、都市の成長を図る都市づくり

交流 基本方向1 九州・アジアの交流拠点都市の形成

活力 基本方向2 都市の活力を牽引する都心部の機能強化

基本理念2 地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり

活用 基本方向3 都市基盤を活用した地域の核となる拠点機能の強化

快適 高齢者をはじめ、すべての人が快適で住みやすい 日常生活圏の形成

基本理念3 自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり

環境 基本方向5 環境負荷の少ない都市空間の形成

安全 基本方向6 災害に強く安全な都市空間の形成

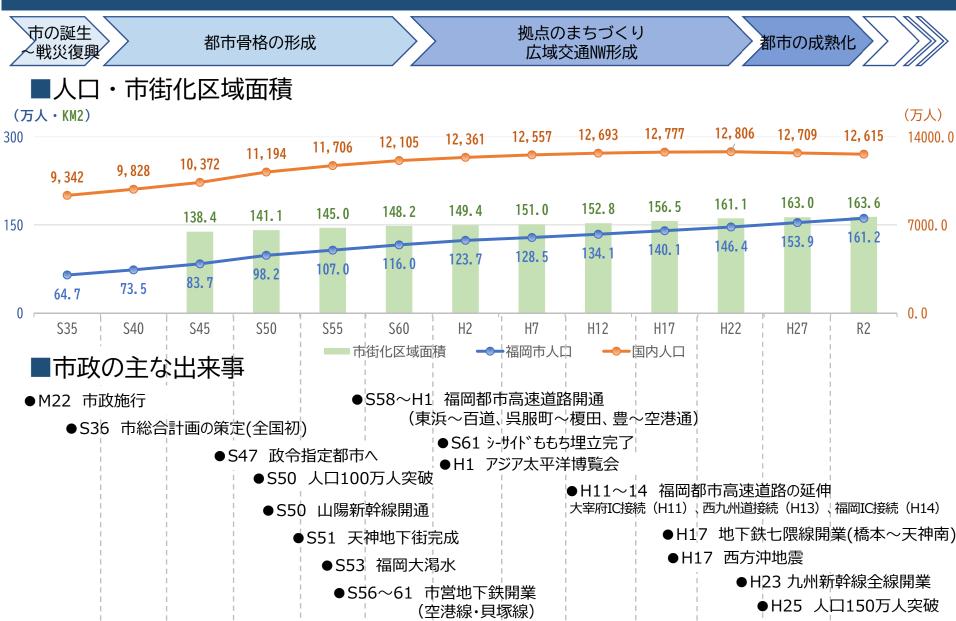
2. 都市づくりの変遷

3. 福岡市の現況

4. 社会情勢の変化

S21~S52戦災復興区画整理

S31~45 博多駅地区区画整理 S46~H3 塩原地区区画整理



H3~H30 九州大学移転

H6~R4 ICT事着T~区画完売

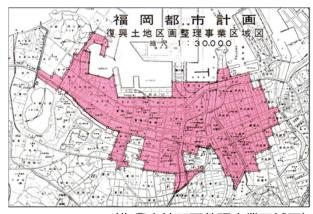
戦後復興~2大核の形成

■天神地区

○1947年~:福岡都市計画復興土地区画整理事業を実施。

○1961年 : 西鉄福岡駅が移転高架化。

○その後、西鉄大牟田線のターミナル性を活かし、商業・業務・行政 の中心地として発展。



(復興土地区画整理事業区域図)

■博多駅地区

○1958年~: 博多駅の高架移転や新幹線導入に伴う用地確保を目的に

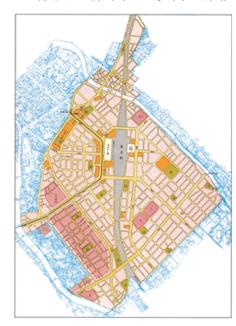
博多駅地区土地区画整理事業を実施。

○1968年~: 博多駅周辺地区において、高層建築物の設置に関する条

例を定め、事務所・ビル・ホテルなどの集積が進み、行

政機能の一部も進出。

○1975年 :山陽新幹線岡山駅~博多駅間開業。



(博多駅地区土地区画整理事業区域図)

第3次産業へのシフト、コンパクト+ネットワークを目指したまちづくりへ(1961~)

○1961年~:「第1次総合計画」

産業の振興や雇用の増大等を図るため、工業を育成し二次・三次産業間のバランスのと

れた総合都市化を図る。

○1966年~:「第2次総合計画」

商業地としての福岡・博多の歴史や用地・ 用水の課題から、旧来の工業化偏重を避け、

第三次産業を重視した政策へシフト。

○1988年~:「第6次総合計画」や「第7次総合計画」

「多核的な都市構造」を目指し、拠点機能の充実強化や計画的な交通ネットワークの整備

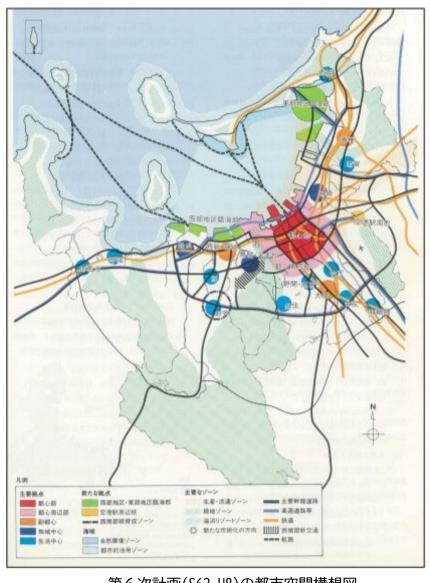
により、拠点間の連携を推進。

○2012年~:「第9次基本計画」

「福岡型のコンパクトな都市」の形成を目指し、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、

地域の特性に応じて多様な都市機能が集積し

たまちづくりを推進。



第6次計画(S63-H8)の都市空間構想図

交通ネットワークの形成

- ○1965年頃〜:山陽新幹線及び九州自動車道の開通、福岡空港の開港により、広域拠点性が高まる。
- ○1976年頃~:1979年に全ての路面電車が廃止され、高速道路や地下鉄の整備が進み、現在の骨格となる交通基盤が整備され始める。
- ○1985年頃〜:アジア太平洋博覧会やとびうめ国 体などのイベントに合わせ、都市高 速道路などが整備される。
- ○1995年頃~:地下鉄七隈線(橋本-天神南)の開 通や都市高速道路の九州自動車道・ 西九州自動車道への接続により、西 南部の鉄道ネットワークや広域ネッ トワークが充実。



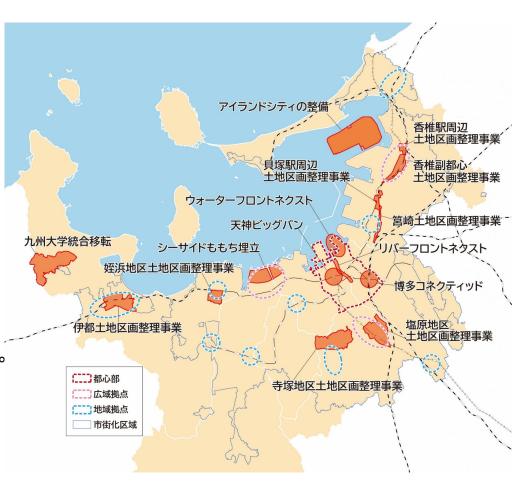
面的な市街地整備

○1960年頃~:戦後に急増した新興住宅地における良好な市街地整備等を目的として、南部の拠点などにおいて土地区画整理事業等を実施。

○1982年頃~:急激な人口増加に伴う住宅地確保 のため、百道・姪浜など埋立造成 による住宅市街地整備が進む。

○1989年頃~:姪浜や千早、香椎など鉄道沿線の 拠点において、面的な生活空間の 確保や良好な居住環境の創出を目 的に、土地区画整理事業等を実施。

○1994年頃~:アイランドシティや九州大学伊都 キャンパス周辺など、新たな拠点 において、埋立造成や土地区画整 理事業を実施。



近年の取組(都市の成熟化へ)

基本理念1 交流を育み、都市の成長を図る都市づくり

基本方向1 九州・アジアの交流拠点都市の形成

<取組みの基本的な方針>

- ◆ 九州・アジアにおける交流拠点の形成に向けた人流機能の強化
- ◆ 物流を支える広域交通ネットワークの強化
- ◆ 活力創造拠点などへの産業・研究開発機能の集積とアクセス性の向上

<主な取組状況>

- ① 福岡空港の機能強化 (国内線ターミナルビル再整備(R2.8開業))
- ② 地下鉄七隈線の延伸〔天神南~博多(R5.3開業)〕
- ③ 都市高速道路アイランドシティ線の整備〔R3.3開通〕
- ④ 九州大学の統合移転〔H30.9完了〕 など

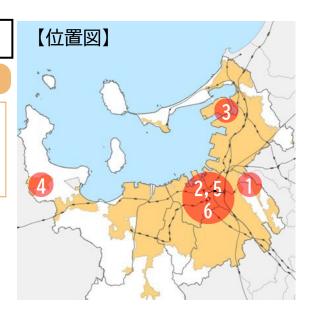
基本方向2 都市の活力を牽引する都心部の機能強化

<取組みの基本的な方針>

- ◆ 都心部の機能強化と魅力づくり
- ◆ 都心部の活力を支える交通環境の改善
- ◆ 都心部の回遊性の向上
- ◆ 多様な主体との共働によるまちづくりの推進

<主な取組状況>

- ⑤ 天神ビッグバン、博多コネクティッドの推進
- ⑥ エリアマネジメント団体との共働 など



近年の取組(都市の成熟化へ)

基本理念2 地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり

基本方向3 都市基盤を活用した地域の核となる拠点機能の強化

<取組みの基本的な方針>

- ◆ 主要な拠点への適切な機能集積と強化
- ◆ 公共交通の機能強化と維持
- ◆ 拠点間交通基盤の強化

<主な取組状況>

- ① 土地区画整理事業の推進〔香椎駅周辺地区(R3.1完成)など〕
- ② 連続立体交差事業の実施〔雑餉隈駅付近(R4.8高架切替)〕

基本方向4 高齢者をはじめ、すべての人が快適で住みやすい日常生活圏の形成

など

<取組みの基本的な方針>

- ◆ 少子高齢化に対応した都市づくり
- ◆ 地域の特性に応じた住環境・景観づくり
- ◆ 地域主体のまちづくりの積極的な取組み支援

<主な取組状況>

- ③ 生活交通の確保〔オンデマンド交通社会実験等〕
- ④ 特別用途地区(戸建住環境形成地区)の運用

近年の取組(都市の成熟化へ)

基本理念3 自然環境と共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり

基本方向5 環境負荷の少ない都市空間の形成

<取組みの基本的な方針>

- ◆ 自然環境の保全及び緑地の創出
- ◆ 地球に優しい交通環境の整備
- ◆ 低炭素型のまちへの転換

<主な取組状況>

- ① 公園の整備
- ② 公共施設への再生可能エネルギーの導入 など

基本方向6 災害に強く安全な都市空間の形成

<取組みの基本的な方針>

- ◆ 災害に強い都市基盤づくり
- ◆ 安全な建物への更新
- ◆ 安全な避難場所・避難路の確保
- ◆ アセットマネジメントの推進

<主な取組状況>

- ③ 浸水対策の推進
- ④ 建物の耐震化 など



2. 都市づくりの変遷

3. 福岡市の現況

4. 社会情勢の変化

福岡都市圏の母都市

●福岡都市圏は10市7町※で構成され、同一の生活圏・経済圏として一体的に発展

※福岡都市圏

(地方自治法252条の2の2に基づく連携協約)

- ・福岡市及びその周辺16市町(右図の市町) で構成される。
- ・広域行政の推進により、圏域の統合的かつ 一体的な整備を図るため、広域行政計画 (第6次計画,R3.6)を策定。

■福岡広域都市計画区域

(県の「整・開・保(R3.4告示)」に基づく都市計画区域)

- ・福岡市及びその周辺14市町(右図より線引き都市計画区域を持たない赤囲みの2町を除く線引き都市計画区域。)で構成される。
- ・福岡県都市計画基本方針に則して定められる、福岡都市圏域の長期的な都市づくりの 方向性を一にする区域。



福岡都市圏の母都市

- ●福岡市は1市で、人口の約6割、域内総生産の約7割を占める、都市圏の母都市。
- ●2015年までは、都市圏全体で人口増が続いていたが、福岡市を除いて近年は横ばい。



コンパクトシティ

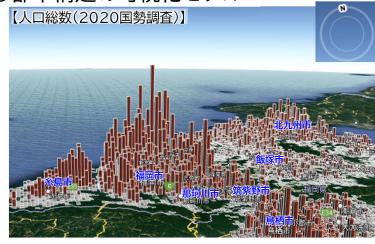
- ●海や山に囲まれ、都心部を中心にまとまりのあるコンパクトな市街地が形成。
- ●公共交通を利用して都心部へ移動できるエリアが市街化区域の約8割。

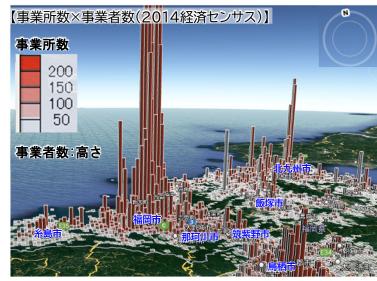
○福岡市の俯瞰写真





○都市構造の可視化モデル





人口・世帯数

- ●総人口は約161.2万人(R2国勢調査)で、政令市で第5位、人口増加率は政令市第1位。
- ●市街化区域では、人口約157.6万人(約98%)で、世帯数は約81.8万世帯(約98%)

■総人口 47.2% 男 1,612,392人 女 52.8% ○% 50% 100% ・H22年から10.2%増 (H22年 : 1,463,743人)

■市街化区域人口

1,576,003 人

■市街化調整区域人口

35,878 人

■世帯数

831,124 世帯

・H22年から17.5%増 (H22年 : 707,358世帯)

■市街化区域の世帯数

818, 481世帯

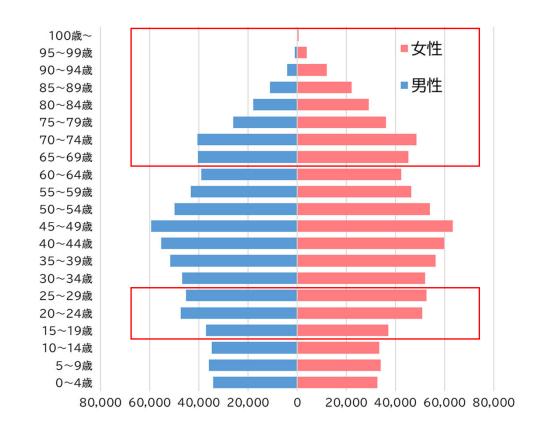
■市街化調整区域人口

12,413世帯

高齢者・若者世代人口

- ●若者世代(15~29才)が多く、若者率(15~29才の人口割合) は約18%で政令市第1位。
- ●高齢者数は約33.9万人で、高齢化率は約21%で政令市第2位(2番目に割合が低い)。

■男女世代別人口



■高齢者人口

338,930人

・H22年から 84,845人 増 33% 増

(H22年 254, 085人)

■若者世代人口

270,487人

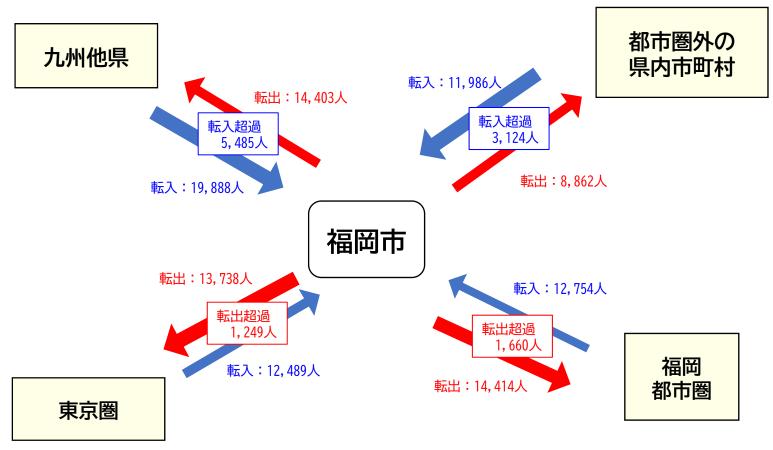
・H22年から 11,252人 減 4% 減

(H22年 281, 739人)

(R2国勢調査)

社会移動の状況

- ●令和3年は、九州他県や都市圏外の県内市町村との社会移動は転入超過(8,709人)であった
- ●また、東京圏や都市圏との社会移動は転出超過(2,909人)であった
- ■主な地域別社会移動の状況(R3)



資料:福岡市人口ビジョン参考資料(R3住民基本台帳)

経済の状況

- ●市内総生産は約7.8兆円で政令市第4位、市民所得は約5.2兆円で政令市第6位。(R元年)
- ●福岡市内の事業所は約7.3万社、従業者は約95万人で、第3次産業が約9割を占める。

■市内総生産(名目)

7兆7,911 億円 (R元年) ※政令指定都市中4位

・H23年から約7,700億円(11.0%)増

(令和元年福岡市民経済計算)

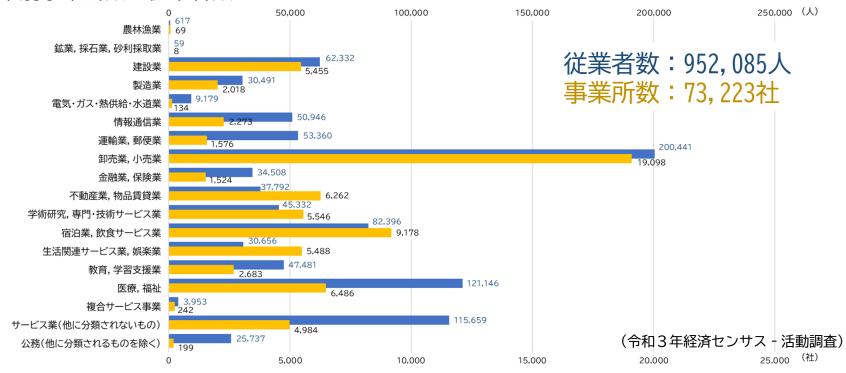
■市民所得

5兆2,395億円(R元年)※政令指定都市中6位

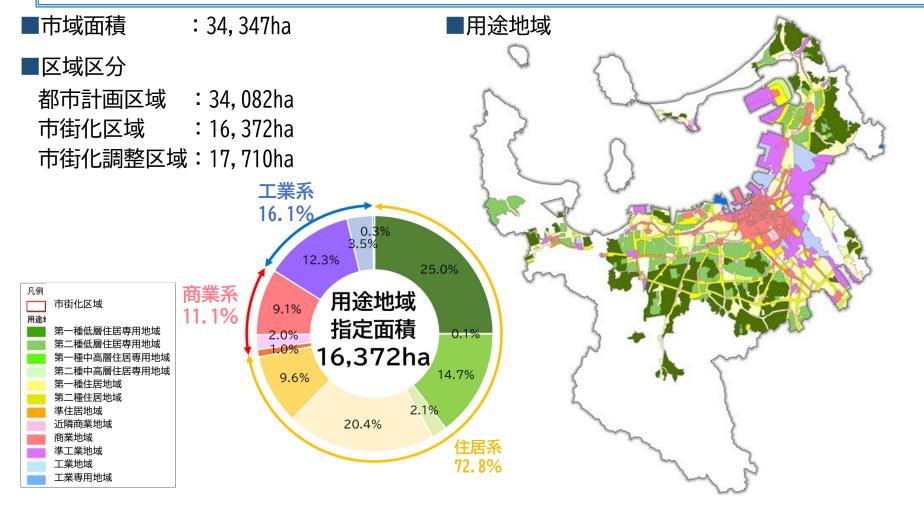
・H23年から約4.360億円(9.1%)増

(令和元年福岡市民経済計算)

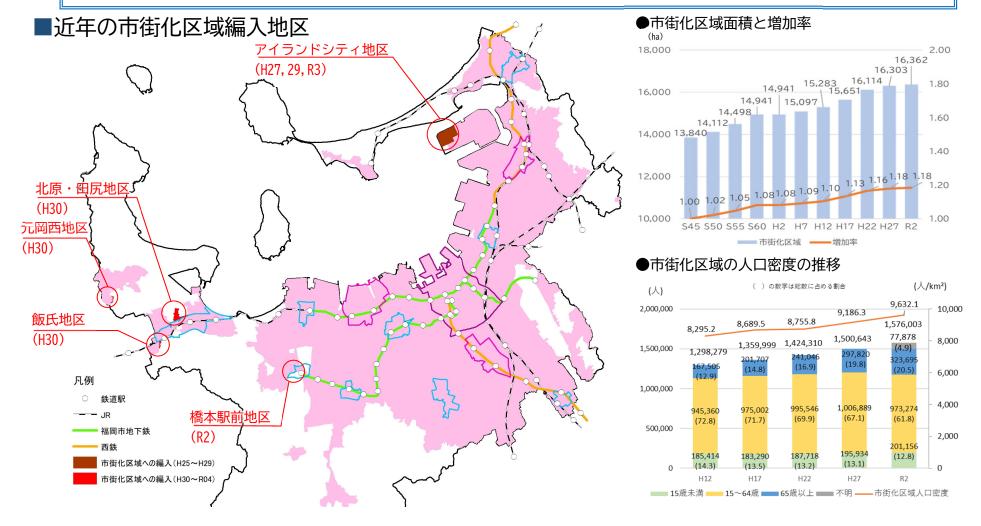
■産業別事業所数・従業者数



- ●市域面積の約48%が市街化区域であり、用途地域のうち約73%が住居系。
- ●都心部や拠点などから周辺部にかけて「商業系から住居系地域へ」 「高密度から低密度へ」段階的に市街地を誘導
- ●臨海部や空港周辺では工業系の用途地域を指定。

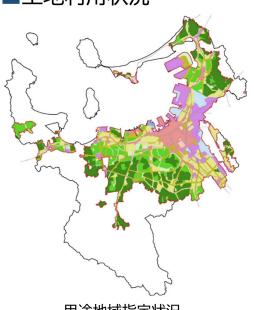


- ●S45に区域区分を決定して以降、新たな市街化区域編入は必要最小限に抑え、コンパクト な市街地形成を図っている
- ●近年では、橋本駅周辺や九大伊都キャンパス周辺など、駅周辺や幹線道路沿道などにおいて、土地区画整理などの計画的なまちづくりが行われる地区を編入している

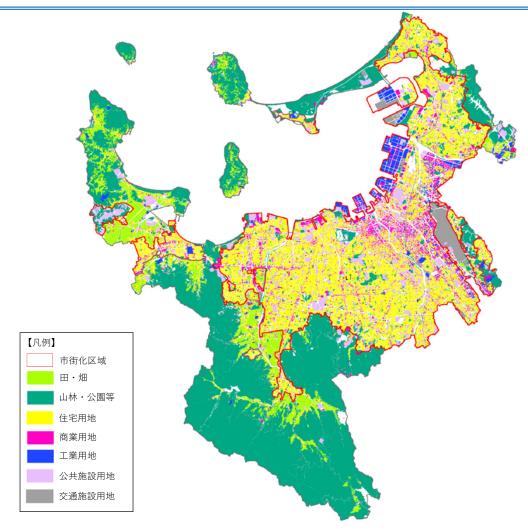


- ●住宅、公共施設は市域全体に広がっている
- ●都心部や拠点には商業用地、空港や博多港の周辺には工業用地が集中している
- ●調整区域は樹林地や農地などが主であり、一部集落が点在している

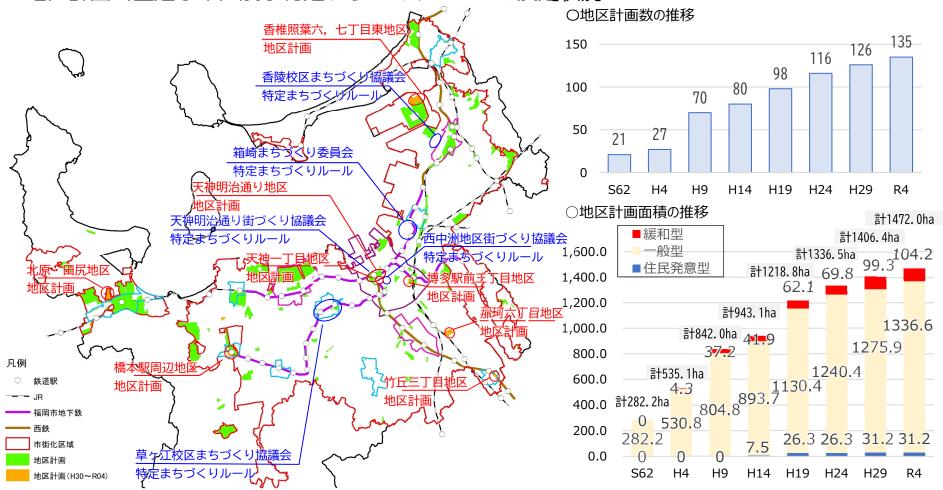




用途地域指定状況



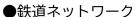
- ●まちづくりプロジェクト等に伴う市街化区域編入や用途地域変更などとあわせて、地区 計画を定めており、策定件数、面積ともに、増加し続けている
- ●住民発意型の地区計画(住環境保全等)は活用事例が少なく、特定まちづくりルールは 都心や拠点などで活用されている
- ■地区計画(直近5年)及び特定まちづくりルールの決定状況

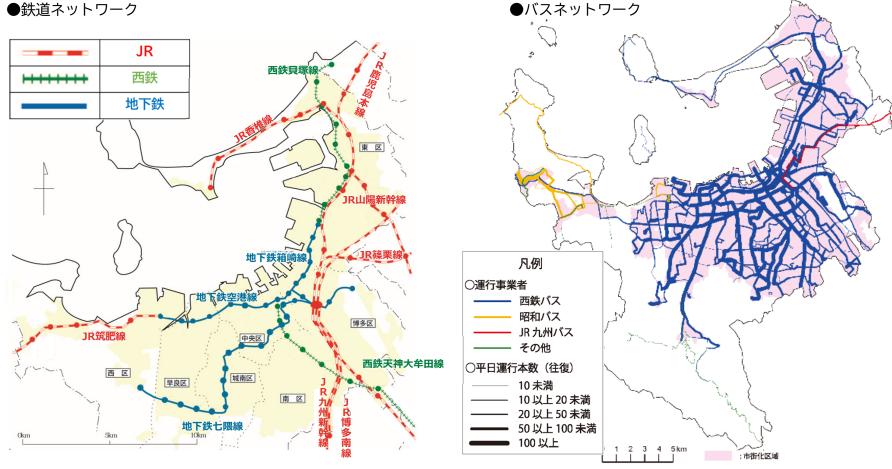


交通体系

- ●鉄道やバスによる公共交通ネットワークが形成。
- ●公共交通が便利だと感じる市民の割合は8割を超えており、1日の鉄道・バス乗車人員は 令和元年時点で約130万人を超えていたが、近年は新型コロナウイルスの影響により減少

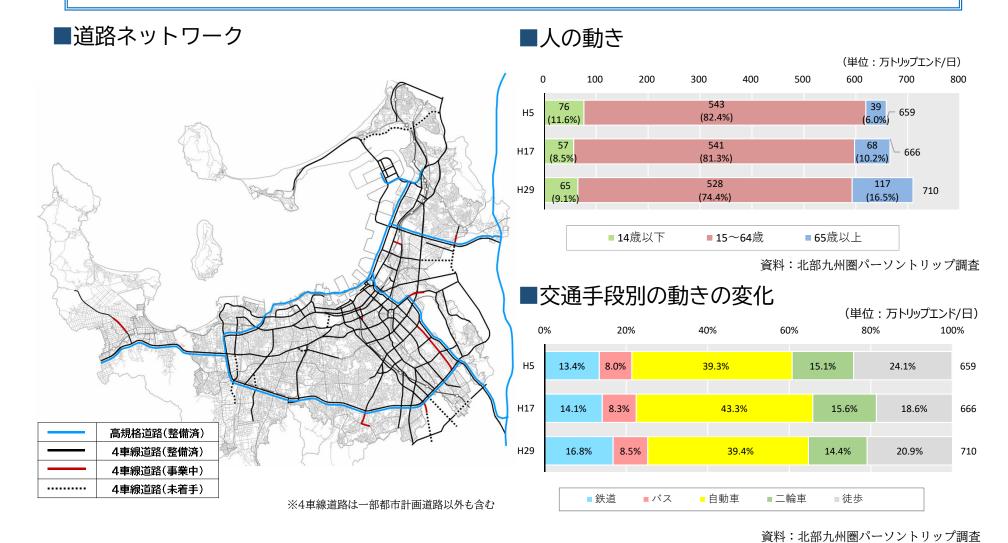
■公共交通ネットワーク





2 交通体系

- ●外出率は減少傾向にあるものの、人の動きの総量は、人口増等を背景に増加傾向
- ●平成29年度の調査では、鉄道やバスの割合が増加し、自動車利用割合が減少

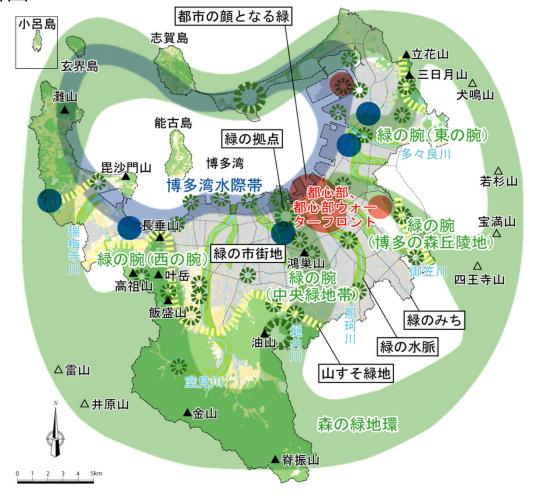


3 みどり

- ●H21に「福岡市 新・緑の基本計画」を策定し、緑の将来像図などを定めている。
- ●脊振山系などの山並み(緑の緑地環)、山並みから市街地にのびる緑地帯(緑の腕)、博多湾、河川(緑の水脈)などが、福岡市の緑の骨格や緑の回廊を形成している。

■新・緑の基本計画

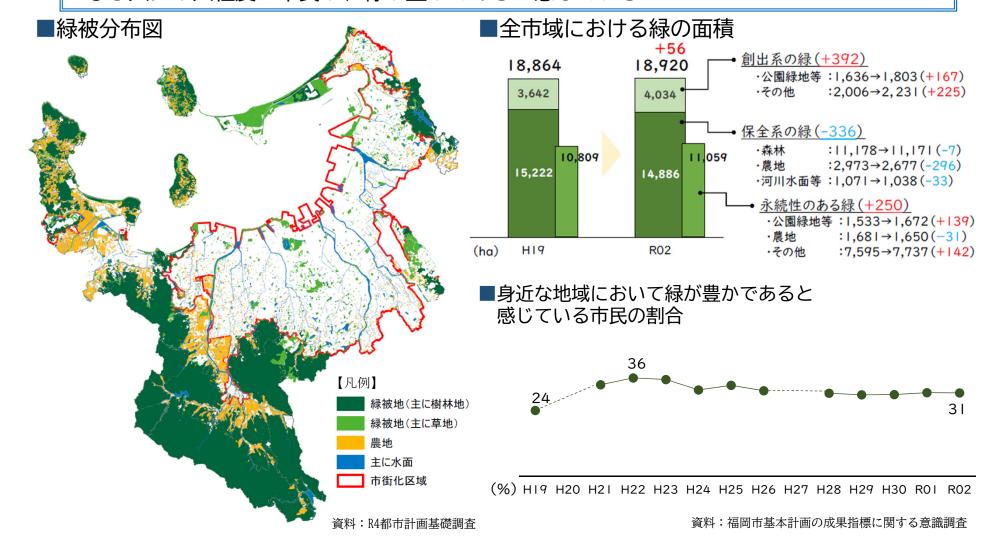
●緑の将来像図



	凡 例
	森の緑地環 緑の腕
Ш	山すそ緑地
	博多湾水際帯
	緑の水脈
	緑のみち
	緑の拠点
	都市の顔となる緑
	新たなまちづくりに おける緑の導入
	緑の市街地
	樹林地
	農地
	河川·水面等

3 みどり

- ●全市域における緑の面積については、農地などの「保全系の緑」が減少したが、公園などの「創出系の緑」が増加したことで、全体で56ha増加している
- ●3人に1人程度の市民が、緑が豊かであると感じている



4 景観(景観計画の策定)

- ●H24に景観法に基づく「福岡市景観計画」を策定し、市全域に関する景観形成方針(階層1)を定めている。
- ●土地利用特性に応じたゾーンごとの景観形成方針(階層2)、さらに、地区の個性や特性に応じた景観形成を目指す都市景観形成地区の方針(階層3)を定め、景観誘導を行っている。 (景観形成地区は市全域で8地区、466.6 haで指定)

■景観計画による景観誘導



4 景観(景観計画の見直し)

- ●歴史資源等を活かした景観形成を推進するため、H28年3月に景観計画に新たに「歴史・ 伝統ゾーン」を位置づけ、景観形成基準などを定めた
- ●博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を図るため、承天寺通り地区において都市景観形成地区を指定(R2.3)
- ■景観計画見直しと都市景観形成地区の拡大







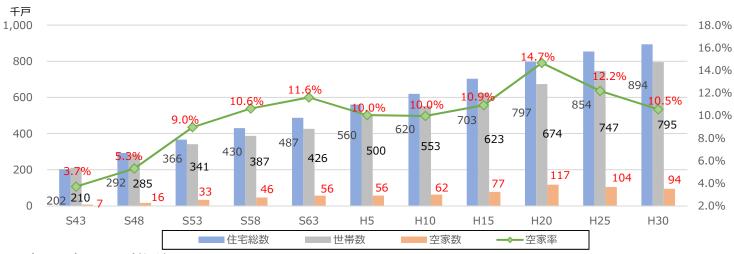




5 住宅市街地

- ●近年、総住宅数は増加している中で、空き家数、空き家率ともに減少している (空き家率は平成30年時点で10.6%であり、政令指定都市中5番目に低い。全国平均13.6%)
- ●一方で、居住目的のない空き家の数は増加している

■住宅戸数・世帯数・空き家率の推移



■空き家の内訳の推移



[空き家の種類]

| 賃貸用又は売却用の住宅:

新築・中古問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

二次的住宅:

別荘及びその他(たまに寝泊りする人がいる)

居住目的のない空き家:

上記のほかに人が住んでいない住宅で、例えば転勤・入院などのため居住世帯が 長期にわたって不在の住宅や建替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

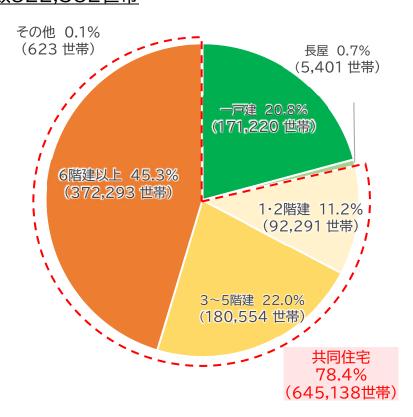
資料:住宅・土地統計調査

5 住宅市街地

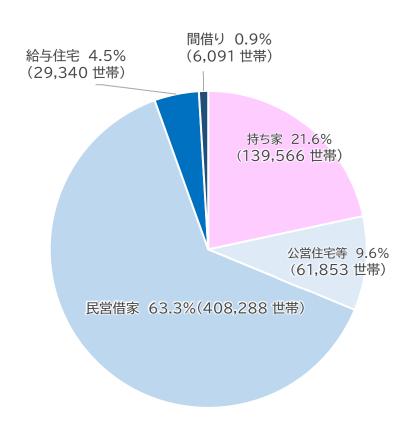
- ●市内一般世帯のうち78%、64万世帯が共同住宅に居住している
- ●共同住宅の持ち家率は21%であり、借家などが主である

■住宅の建て方別一般世帯数

総数822,382世帯



■共同住宅の所有関係別一般世帯数



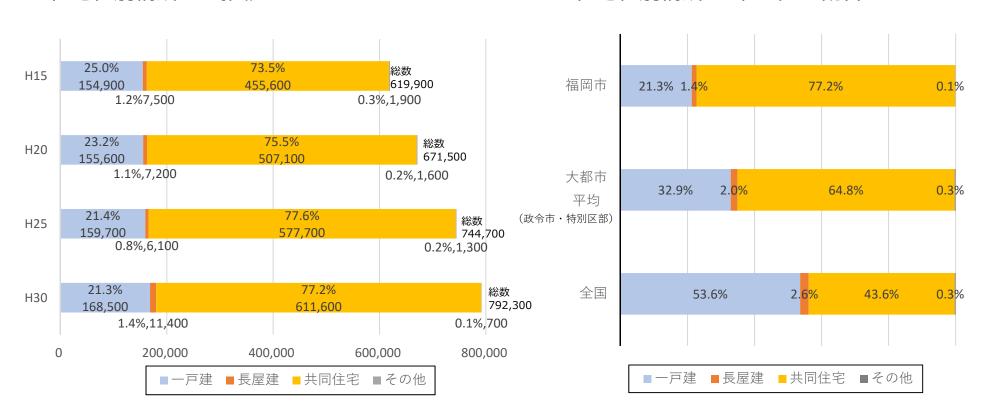
資料: R 2 国勢調査

5 住宅市街地

- ●住宅数は、平成15年から平成30年にかけて一戸建の約1.3万戸増加し、共同住宅は 約15.6万戸増加している
- ●全住宅に対する共同住宅の占める割合は、大都市平均や全国よりも高い

■住宅種別構成比の推移

■住宅種別構成比(H30)の割合

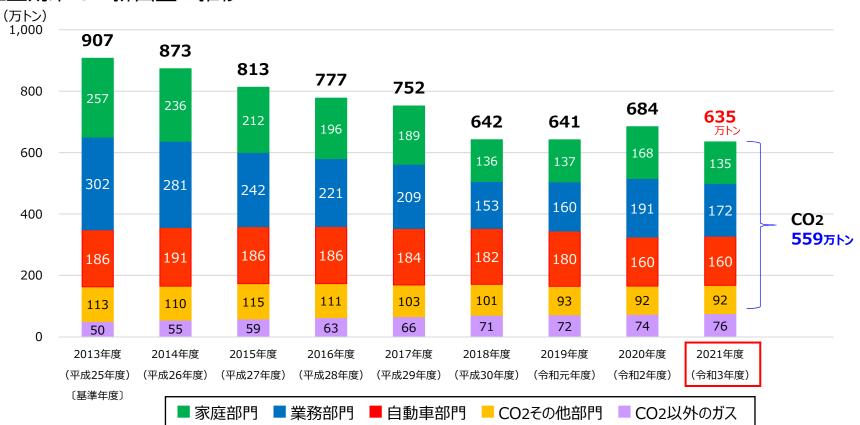


資料:住宅·土地統計調查

6 環境都市

- ●第3次産業が9割を占める産業構造であり、二酸化炭素排出量の割合が、家庭・ 業務・自動車部門からで約84%を占めることが特徴
- ●家庭・業務部門からの排出量のエネルギー種別は、電気由来が約76%、ガス由来が約18%、その他燃料由来が約6%である
- ●自動車部門からの排出量の車種別は、貨物車が約54%、乗用車が約46%である

■温室効果ガス排出量の推移

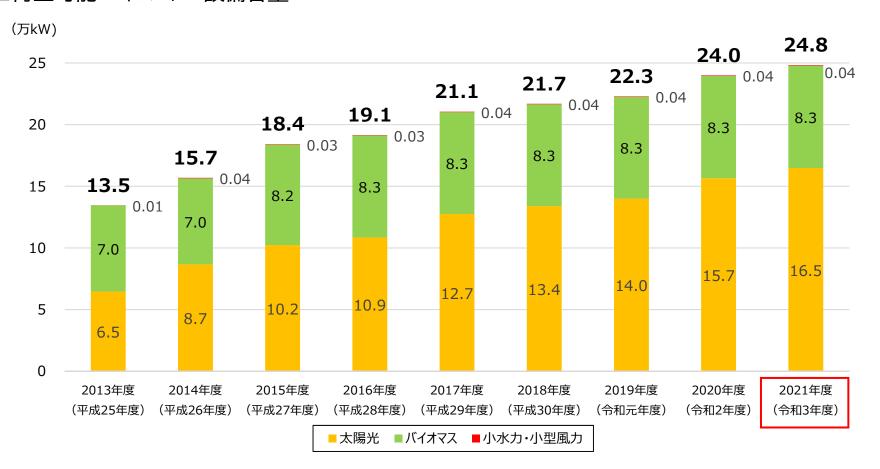


- ※ 四捨五入の関係のため、排出量の内訳と総量が一致しない場合がある。
- ※ 二酸化炭素その他部門:産業部門(農林水産業、建設鉱業、製造業)、運輸部門(鉄道,船舶)、エネルギー転換部門(熱供給事業)、廃棄物部門

6 環境都市

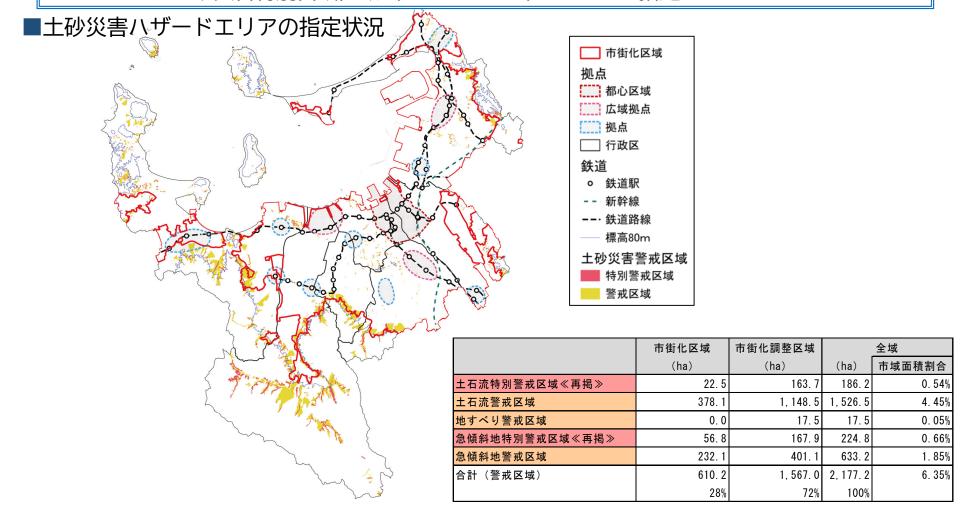
- ●福岡市域の再生可能エネルギー設備容量は24.8万kWであり、太陽光発電が約7割、 バイオマス発電(清掃工場における廃棄物発電が大部分を占める)が約3割を占める
- ●バイオマス発電の導入量は横ばいであり、太陽光発電の導入量は伸びている

■再生可能エネルギー設備容量



7 防災都市

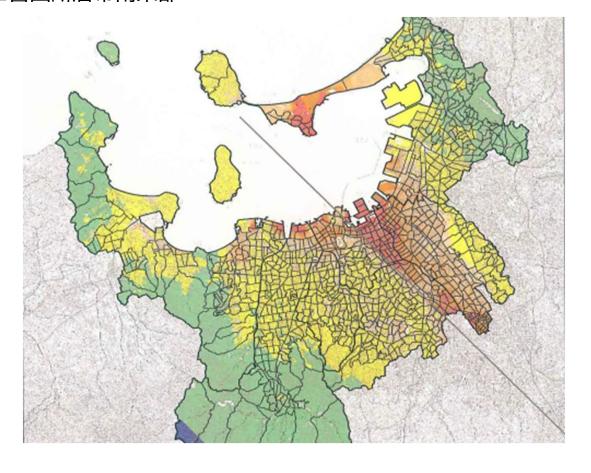
- ●土砂災害防止法の改正を経て、都道府県に対し調査の徹底、結果の公表等が義務付けられ、本市域では平成25年、平成26年に土砂災害警戒区域が指定された
- ●市街化調整区域や市街化区域縁辺部が大半であり、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、2177.2ha、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)411.0haが指定されている



7 防災都市

- ●警固断層帯南東部を震源とする地震の発生確率は、30年以内に0.3%~6%
- ●地震規模はM7.2程度で、市内中心部等が震度6強以上、市街地の広範囲が震度6弱 (地震調査研究推進本部地震調査委員会による警固断層帯の長期評価 平成19年公表)

■警固断層帯南東部



計測震度 6強(6.4)以上 6強(6.3) 6強(6.2) 6強(6.1) 6強(6.0) 6弱(5.5~5.9) 5強(5.0~5.4) 5弱(4.5~5.0)以下

出典:全市揺れやすさマップ

1. 都市計画マスタープランとは

2. 都市づくりの変遷

3. 福岡市の現況

4. 社会情勢の変化

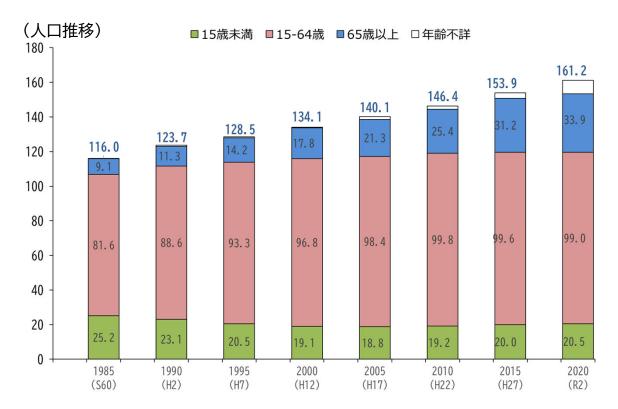
○超高齢社会の進展

高齢化が進行してきており、今後は高齢化の加速とともに少子化の進行が想定される

【全 国】・人口減少と高齢化が同時に進行

・2030年代に入ると年少人口が現在の倍速で急減すると予測

【福岡市】・2020年国勢調査に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の将来 推計人口(令和5年推計)」を踏まえた将来人口については、推計中。

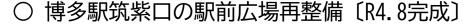


資料:国勢調査

○広域交通拠点整備の進展

福岡空港では滑走路の増設やターミナルの拡張、博多駅では乗継利便性の向上や交通結節機能の強化を行うなど、アジアのゲートウェイとして、広域交通の機能強化を進めている

- 福岡空港の機能強化
 - ・国内線ターミナルビルの再整備〔R2.8開業〕 平行誘導路の二重化に合わせ、国内線ターミナルビル (バスラウンジ・展望デッキなど)の再整備を実施
 - ・滑走路増設〔~R6年度〕 将来の航空需要に適切に対応するため、国際線スポット の増設とあわせて、滑走路の増設工事を進めている



- ・乗継利便性の向上や交通結節機能の強化、 回遊性の向上等のため、シェルターやタクシー専用の 乗降場の整備、歩道の拡幅などの再整備を実施
- クルーズ船受入機能強化 〔中央ふ頭西側岸壁整備(H30.9供用)〕
 - ・大型クルーズ船の2隻同時着岸や世界最大級のクルーズ 船を受け入れるため中央ふ頭の岸壁延伸工事を実施



(福岡空港の機能強化)



(博多駅筑紫口の再整備)



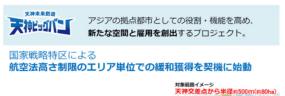
(クルーズ船受入機能強化)

○都心部等のまちづくりの進展

航空法高さ制限により、多くの更新期を迎えたビルは建替えが進まず、建物の耐震化等の面 で課題があったが、航空法高さ制限の特例承認や市独自の規制緩和により、 耐震性の高い先進 的なビルへの建替えが進んでいる

<u>建替えにあたっては、地区計画等を活用し、オープンスペースや緑地の創出など、快適でゆ</u> とりある都市空間や質の高い魅力ある市街地環境の形成を推進している

○ 天神ビッグバン(2015.2~)



建築確認申請数 63棟 竣工棟数 52棟



○ 博多コネクティッド(2019.1~)



○オープンスペースや緑地の創出等



(福岡大名ガーデンシティ)



(博多イーストテラス)



(水上公園)



(天神ビジネスセンター)

○脱炭素社会の実現

<u>市民・行政など様々な主体の連携・協力、脱炭素社会実現に向けた行動が求められている</u> 【全国】(国の動き)

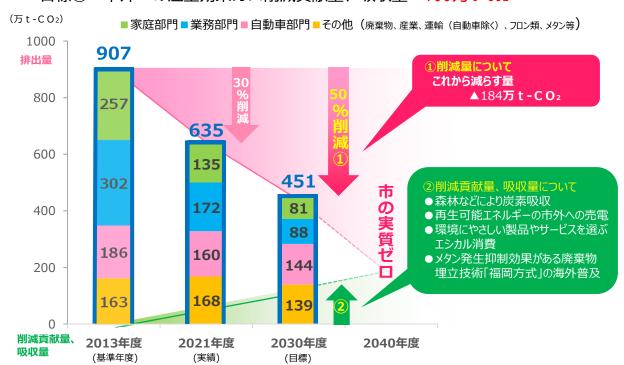
- ・政府の方針:ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現
- ・2050年までの脱炭素社会の実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)

【福岡市】

チャレンジ目標 2040年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ

2030年度目標

目標① 市域の温室効果ガス排出量:50%削減(2013年度比)目標② 市外への温室効果ガス削減貢献量、吸収量:100万t-C02



○自然と共生する社会の実現

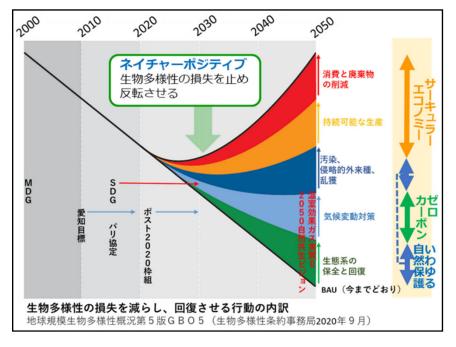
<u>生態系から生み出される自然の恵みを将来にわたって享受していくため生物多様性の保全が</u> <u>求められる</u>

【全国】 (国の動き)

- ・政府の方針:ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現
- ・2050年ビジョン:自然と共生する社会
- ・2030年に向けた目標:30by30の達成等により、ネイチャーポジティブ(自然再興)を実現

【福岡市】

生物多様性の価値の認識やネイチャーポジティブ経済を広く社会に浸透させ行動につなげていくための取組を推進





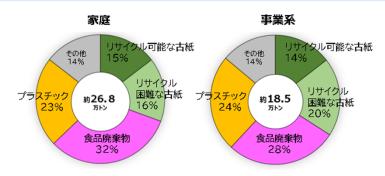
- ○3R+Renewable をはじめとするサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行
- 一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形の「循環経済」への移行が求められている 【全国】(国の動き)
 - ・政府の方針:ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現
 - ・循環経済ビジネスのさらなる拡大(2030年市場規模80兆円以上)

【福岡市】

- ・古紙、プラスチック、食品廃棄物を重点3品目と位置づけ、重点的に減量施策を実施
- ・民間事業者との連携によるリサイクルの推進
- ・ごみ焼却熱の有効利用による発電

福岡市の可燃ごみの組成

■古紙、食品廃棄物、プラスチック類で8割以上を占める



重点3品目と位置づけ、重点的に減量施策を実施

古紙

プラスチック ごみ

食品廃棄物

ごみ焼却熱の有効利用



○自然災害の激甚化・頻発化

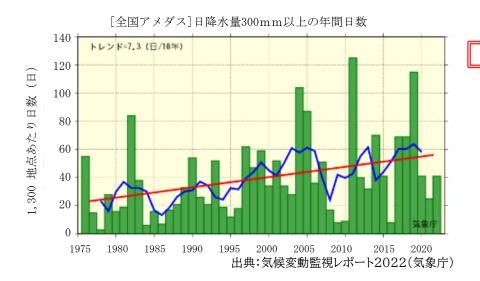
大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するため、自然災害に対 する脆弱性を見つめ直し、本市の強靭化を図ることが必要

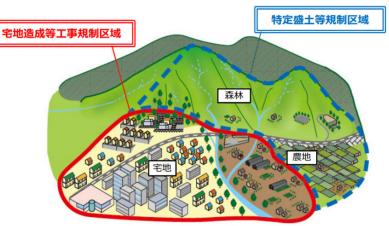
【全国】

- ・特に豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が増加
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、災害想定の見直しや、「減災」の考え方の浸透
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制

【福岡市】

- ・防災思想・防災知識の普及の啓発や避難対策の充実など、ソフトとハードを組み合わせた 取組の強化
- ・市街化調整区域内のハザードエリアにおける開発許可の厳格化
- ・盛土規制法に基づく、宅地以外の土地も対象とした盛土の規制に係る条例改正等を検討中





出典:令和5年度第1回盛土に関する専門委員会資料

○ライフスタイルの変化、価値観の多様化など

ダイバーシティ 都市アセット ライフスタイルの変化 Well-being (働き方や暮らし方) (オープンスペースなど) (多様性) インクルージョン 日常生活を営む デジタル化の進展 SDGs 身近なエリア (包摂、包括)

「住む」「働く」「余暇を過ごす」といった都市に対するニーズも変化・多様化している

		令和5年度	令和 6	令和6年度	
議会		●改定着手 ← (6月議会)	● final distribution	骨子案 ●原案 (秋頃)	●改定
懇話会		●第1回 ●第3回 ●第2回 ●第4回			
都市計画審議会			骨子案 (諮問	- 周 日 日 H H	●改定案 (答申)
(参考) 福岡市基本計画		素案の検討 (市民参加プロジェクト・9次計画総括) 総合計画審議会 ●議案提出 次期基本計画開始			
開催	第1回		第2回	第3回	第4回
議事	【事務局より】 ○都市計画マスタープランの概要 ○都市づくりの変遷 ○福岡市の現況 ○社会情勢の変化 【意見交換】 ○これまでの都市づくり ○今後の都市づくりの視点・課題		【事務局より】 ○市民意見の概要 ○地域の特性 など 【意見交換】 ○今後の都市づくりの 視点・課題 ○今後のまちづくりで 大切にすべきこと など	○改定のポイント 等に関する 意見交換	○骨子案(方向 性)に関する 意見交換

※上位計画等の検討状況を踏まえながら議論を進める